

## 令和4年第6回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和4年6月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第6回農業委員会を招集した。

### 2. 出席委員

#### 【農業委員15名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博(欠席)
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克巳	11番 鳥巢 良彦	12番 田中 睦美(欠席)
13番 中嶋 文和(欠席)	14番 坂田 稔(欠席)	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

#### 【農地利用最適化推進委員6名】

26番 井手 峯勝	29番 水城 正則	31番 満生 直樹
37番 上野 智実	22番 永露 茂	33番 柳 幹弘

(※26番・29番・31番・37番は、代表推進委員。)

### 3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届出について
- ・報告第 3号 農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第 7号 非農地判断について
- ・議案第 8号 令和3年度活動の点検評価及び令和4年度活動目標設定の承認について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員  
事務局長 松田 勝 久

係 長 松 尾 康 年  
事務吏員 渡 辺 晃  
事務吏員 川 波 貴 敬  
事務吏員 岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係 柴 山 利 夫

( 開 会 14:00 )

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和4年第6回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。本日は6番小島委員、12番田中委員、13番中嶋委員、14番坂田委員より欠席の届出がありますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員15名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）6名であります。

会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。

議事録署名人に5番武井委員、7番椿委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

7ページまで42件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から42番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

16番挙手

議 長 16番畑委員。

16番 (畑委員) 審議番号6番は合意解約の日が、令和3年12月17日となっておりますが、ブランクがありすぎではないでしょうか。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 合意解約書を確認いたしましたところ、解約の申出を行ったのが、令和3年12月17日、土地の引渡を行ったのが、令和4年4月28日、解約の届出が、令和4年4月28日となっております。記載の誤りではございません。書類の提出に基づくものです。

議 長 16番畑委員よろしいですか。

16番挙手

議 長 16番畑委員。

16番 (畑委員) わかりました。

議 長 他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

8ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長  
事務局  
議 長

事務局。  
（渡辺）議案朗読をもって説明。3件ございます。以上報告いたします。  
事務局の説明は終わりました。  
それでは、報告番号1番について担当委員の説明を求めます。10番長野委員。

議 長  
10番

10番挙手  
10番長野委員。  
（長野委員）報告番号1番について、説明いたします。届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。1,428㎡のうち539㎡を水が溜まりやすいため地上げして耕作しやすくするものです。なお、土砂270㎡を使用し、90cmの地上げを行うものです。施工期間は6月1日から6月30日まで、作付け予定作物は果樹・野菜・花です。排水については地下浸透と自然流下です。水利関係は地元の承諾を得てあります。

議 長  
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
（「ありません。」）

議 長

報告番号1番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

なければ、以上で報告番号1番を終わります。  
次に、報告番号2番について担当委員の説明を求めます。33番柳推進委員。

議 長  
33番

33番挙手  
33番柳推進委員。  
（柳推進委員）報告番号2番について、説明いたします。届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。1,329㎡のうち929㎡を隣接地より低く、雨水が溜まり耕作できないため地上げを行うものです。なお、土砂280㎡を使用し、70cmの地上げを行うものです。施工期間は5月11日から8月10日まで、作付け予定作物は大豆等です。排水については地下浸透と自然流下及び既設水路への放流です。水利関係は地元の承諾を得てあります。

議 長

担当委員の説明は終わりました。  
報告番号2番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長

なければ、以上で報告番号2番を終わります。  
次に、報告番号3番について担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。

議 長  
8番

8番挙手  
8番吉松委員。  
（吉松委員）報告番号3番について、説明いたします。届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。元々レンコン畑で水はけが悪いため、野菜等が育ちにくく、また、水利もないため、地上げを行い水はけを良くするものです。なお、土砂208㎡を使用し、45cmの地上げを行うものです。施工期間は5月20日から6月30日まで、作付け予定作物は果樹・麦・野菜です。排水については地下浸透と自然流下です。水利関係は地元の承諾を得てあります。

議 長

担当委員の説明は終わりました。  
報告番号3番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長  
議 長

なければ、以上で報告番号3番を終わります。  
9ページをお開きください。次に、報告第3号「農地の転用に係る届出（200㎡未満の農業用施設）について」事務局の説明を求めます。

- 事務局挙手  
 事務局。  
 議 長 (渡辺) 議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。  
 事務局  
 議 長 事務局の説明は終わりました。  
 それでは、報告番号1番について担当委員の説明を求めます。10番長野委員。  
 10番挙手  
 議 長 10番長野委員。  
 10番 (長野委員) 報告番号1番について説明いたします。転用者・申請土地については議案書記  
 載のとおりです。転用の目的は農業用倉庫の建設、転用の理由は現在、知人の農業用倉庫を  
 借りているため、自己の所有する土地に新たに建設しようとするものです。参考事項といた  
 しまして、農業用倉庫1棟54.00㎡。農地の区分は第1種農地です。以上、報告いたし  
 ます。  
 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
 推進委員 (「ありません。」)  
 議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)  
 議 長 なければ、以上で報告第3号を終わります。  
 10ページをお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)に  
 ついて」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
 事務局挙手  
 議 長 事務局。  
 事務局 (川波) 議案朗読をもって説明  
 議 長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。  
 農業振興課挙手  
 議 長 農業振興課。  
 農業振興課(柴山) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願いいたします。  
 議 長 農業振興課の説明は終わりました。  
 本件について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)  
 議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
 賛成の挙手  
 議 長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。  
 13ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)  
 について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお  
 願いします。  
 事務局挙手  
 議 長 事務局。  
 事務局 (岩切) 議案朗読をもって説明。審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となり  
 ます。よろしくお願いいたします。  
 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の2番森部  
 委員、34番平田委員を指名いたします。  
 次に審議番号2番について事務局の説明を求めます。  
 事務局挙手  
 議 長 事務局。  
 事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いい

たします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号2番について、担当地区委員の11番鳥巢委員、28番手嶋委員を指名いたします。

次に審議番号3番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号3番について、担当地区委員の7番椿委員、30番星野委員を指名いたします。

次に審議番号4番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号4番について、担当地区委員の19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。

次に審議番号5番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号5番について、担当地区委員の14番坂田委員、33番柳委員を指名いたします。

次に審議番号6番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号6番について、担当地区委員の18番林委員、20番井手委員を指名いたします。

次に審議番号7番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号7番について、担当地区委員の5番武井委員、21番内田委員を指名いたします。

次に審議番号8番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (岩切) 審議番号8番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは審議番号8番について、担当地区委員の16番畑委員、27番日野委員を指名いたします。

次に審議番号9番について事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長  
事務局

事務局。

(岩切) 審議番号9番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。それでは審議番号9番について、担当地区委員の19番樋口委員、23番篠原委員を指名いたします。

審議番号1番から9番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号1番から9番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、議案第2号は可決されました。

15ページをお開きください。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。

事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長

事務局。

事務局

(川波) 朗読をもって説明 18ページまで11件ございます。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手

議 長

17番手嶋委員。

17番

(手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は遠方在住のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。17番手嶋委員。

17番挙手

議 長

17番手嶋委員。

17番

(手嶋委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は相続したが農業をしていないためです。農地法第3条第2項には該当いたしません。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員

(「ありません。」)

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長

なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。  
5番挙手  
議 長 5番武井委員。  
5番 (武井委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は親からの贈与、譲渡人は子への贈与。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。  
5番挙手  
議 長 5番武井委員。  
5番 (武井委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
議 長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。  
5番挙手  
議 長 5番武井委員。  
5番 (武井委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大、譲渡人は規模縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。  
議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 (「ありません。」)  
議 長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)  
議 長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。  
次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。33番柳推進委員。  
33番挙手  
議 長 33番柳推進委員。  
33番 (柳推進委員) 審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は離農。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。  
次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。  
11番挙手
- 議 長 11番鳥巢委員。  
11番 （鳥巢委員）審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望、譲渡人は遠方在住のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。  
審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 （「ありません。」）  
審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。  
次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。  
10番挙手
- 議 長 10番長野委員。  
10番 （長野委員）審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由は、譲受人は親からの贈与、譲渡人は子への贈与。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 （「ありません。」）  
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。  
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。2番森部委員。  
2番挙手
- 議 長 2番森部委員。  
2番 （森部委員）審議番号9番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は空き家に付属した農地取得です。6月3日に譲受人の面談を行い、農業従事の確認をしています。譲渡人は遠方在住であり、高齢のため。農地法第3条第2項には該当いたしません。  
ご審議方よろしくお願ひします。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
推進委員 （「ありません。」）  
審議番号9番について、質問や意見はありませんか。  
22番挙手

議 長 2 2 番永露推進委員。  
2 2 番 (永露推進委員) 譲受人の経営面積がゼロですが、農地取得は問題ないのでしょうか。  
2 番挙手

議 長 2 番森部委員。  
2 番 (森部委員) 空き家に付属した農地取得の場合は、1 a から取得できます。  
議 長 永露推進委員よろしいですか。  
2 2 番挙手

議 長 2 2 番永露推進委員。  
2 2 番 (永露推進委員) わかりました。  
議 長 他に、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可といたします。  
次の、審議番号10番及び11番は関連がありますので、一括審議とします。  
それでは、担当委員の説明を求めます。2番森部委員。  
2 番挙手

議 長 2 番森部委員。  
2 番 (森部委員) 審議番号10番及び11番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は交換。権利移転の理由は、譲受人・譲渡人共にあっせんによる交換です。農地法第3条第2項には該当いたしません。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局 (川波) 事務局より補足いたします。本件については、一括審議ということで2件同時にご審議いただいているところですが、あっせんによる交換が権利移転の理由となっておりますが、〇〇〇〇様は経営面積が366㎡であり、下限面積要件を満たしてありませんが、この方から「あっせんの申出書」の提出があり、目的は交換を希望されておりましたので、これに基づきまして農業委員・推進委員に動いていただきまして相手方が見つかри、これをもって一方が下限面積要件を満たしていませんが、この案件は要件を満たすものとして審議案件として提出しているところです。

議 長 事務局の説明は終わりました。  
審議番号10番及び11番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号10番及び11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号10番及び11番は許可といたします。  
ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。

15時08分まで休憩します。  
14時41分休憩  
15時08分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

19ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長  
事務局

事務局。

(渡辺) 議案朗読をもって説明。2件ございます。

ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。22番永露推進委員。

22番挙手

議長  
22番

22番永露委員。

(永露推進委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、貸事務所、貸露天資材置場の整備をするものです。転用の理由は自身が役員を務める会社の事務所が手狭となったため、新たに建設し会社へ貸すもの。参考事項といたしまして、事務所1棟38.88㎡、借受予定者は有限会社〇〇〇〇です。なお、始末書が添付されています。農地法の運用は、10ha以上の一団の農地、集落接続、農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長  
全委員

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。3番井上委員。

3番挙手

議長  
3番

3番井上委員。

(井上委員) 審議番号2番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的はスギの植林です。転用の理由は山間部の農地であり、高齢で耕作が困難なことから植林を行い山林として利用するものです。参考事項といたしまして、スギ1,050本の植林です。農地法の運用は、その他の農地、農地の区分は第2種農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長  
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

(「ありません。」)

議長

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長  
全委員

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。

20ページをお開きください。次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長  
事務局

事務局。

(渡辺) 議案朗読をもって説明。21ページまで5件ございます。

ご審議方よろしくお願ひします。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。33番柳推進委員。

33番挙手

議 長  
33番

33番柳推進委員。

(柳推進委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は露天資材置場の整備、理由は、現在、使用している資材置場が手狭となり、資材置場を整備するもの。農地法の運用は、鉄道の駅「西鉄馬田駅」から500m以内の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は地下浸透及び自然流下。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長

担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

9番挙手

議 長  
9番

9番窪山委員。

(窪山委員) ビデオでは水路がありましたが、その水路の取扱についてお尋ねします。

事務局挙手

議 長  
事務局

事務局。

(川波) 申請書添付の計画平面図により説明します。ビデオでは奥に「松の木団地」や「小石原川」が見えてて、右側に宅地が見えていたと思いますが、宅地側が進入路として計画されています。窪山委員ご指摘の水路を横断しての進入ではございません。

議 長

9番窪山委員よろしいですか。

9番挙手

議 長  
9番

9番窪山委員。

(窪山委員) お尋ねしているのは、水路への敷地排水の流末処理です。

事務局挙手

議 長  
事務局

事務局。

(川波) 資材置場は、水路擁壁より低い高さで整備されますので水路への流入はないと思われれます。

1番挙手

議 長  
1番

1番徳田委員。

(徳田委員) ここは、隣接する水田に排水されると思いますので、水路への排水はないものと思われれます。

議 長

9番窪山委員よろしいですか。

9番挙手

議 長  
9番

9番窪山委員。

(窪山委員) わかりました。

議 長

他に、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長  
全委員

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成の挙手

議 長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。

9番挙手

議 長  
9番

9番窪山委員。

(窪山委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は有料老人ホームの建設、理由は、有料老

人ホーム建設のため整備するもの。参考事項といたしまして、第1種住居地域、施設1棟718.02㎡。農地法の運用は用途地域が定められている農地。農地の区分は第3種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長  
推進委員 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
（「ありません。」）

議長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長  
全委員 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。  
9番挙手

議長  
9番 9番窪山委員。  
（窪山委員）審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借。転用の目的は敷地拡張による露天資材置場の整備、理由は、現在、借りている用地が手狭になってきたため、資材置場を整備するもの。参考事項といたしまして、既存敷地1,271㎡。農地法の運用は、特定土地改良事業の施工区域内にある農地、敷地拡張。農地の区分は第1種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。生活排水は下水道接続。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長  
推進委員 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
（「ありません。」）

議長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
2番挙手

議長  
2番 2番森部委員。  
（森部委員）申請土地について3,809㎡の内635㎡が転用されることになっていますが、残地についてはどうされますか。

議長  
9番 9番窪山委員。  
（窪山委員）この土地は3年前から敷地拡張で転用されており、数年かけて全部を転用する予定です。

議長 2番森部委員よろしいですか。  
2番挙手

議長  
2番 9番森部委員。  
（森部委員）わかりました。

議長 他に、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）  
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手  
議長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。  
次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。  
9番挙手

議長  
9番 9番窪山委員。  
（窪山委員）審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議

案書記載のとおりです。契約は賃貸借。転用の目的は敷地拡張による露天資材置場の整備、理由は、災害復旧工事に伴う土砂等残土・資材置場を確保するため整備するもの。農地法の運用は、1325番1については特定土地改良事業の施工区域内にある農地、敷地拡張。1331番についてはその他の農地。農地の区分は1325番1は第1種農地、1331番は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長  
推進委員 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
（「ありません。」）

議長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長  
全委員 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認といたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員  
16番挙手

議長  
16番 16番畑委員。  
（畑委員）審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借。転用の目的は露天資材置場の整備、理由は、現在、使用している用地が手狭になってきたため、資材置場を整備するもの。参考事項といたしまして既存敷地3,884㎡。なお、始末書が添付されています。農地法の運用はその他の農地。農地の区分は第2種農地に該当します。雨水排水は既設水路へ放流。なお、水利関係は地元の承諾を得てあります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長  
推進委員 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
（「ありません。」）

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長  
全委員 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。  
22ページをお開きください。  
次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手

議長  
事務局 事務局。  
（岩切）審議番号1番は、推進機構からの買入れです。審議番号2番は、推進機構への売渡しです。以上、1番から2番までの各計画につきましても、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。  
それでは、審議番号1番から2番までを一括とし、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長  
全委員 なければ、審議番号1番から2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし市長へ通知いたします。

23ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長  
事務局

事務局。  
(渡辺) 議案朗読をもって説明。3件ございます。  
ご審議方よろしくお願ひします。

議長

事務局の説明は終わりました。  
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。

11番挙手

議長  
11番

11番鳥巢委員。  
(鳥巢委員) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域内農地1筆、農用地区域外農地3筆、計4筆、第1種農地、平成29年7月の豪雨災害により被災し農地として使用できない状態のため、非農地判断の申請がなされたものです。農用地1筆を非農地とすることについては、農業振興課と協議が成立しています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長  
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
(「ありません。」)

議長

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手。

全委員  
議長

賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。11番鳥巢委員。

11番挙手

議長  
11番

11番鳥巢委員。  
(鳥巢委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域外農地、第2種農地、20年以上前から山林課税されているため、非農地判断の申請がなされたものです。  
ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長  
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
(「ありません。」)

議長

審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)。

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手。

全委員  
議長

賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。  
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。

10番挙手

議長  
10番

10番長野委員。  
(長野委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況といたしまして、農用地区域外農地、第1種農地、平成12年撮影の航空写真で宅地の一部となっていることを確認しています。  
ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長  
推進委員

担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。  
(「ありません。」)

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。  
なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。  
25ページをお開きください。次に、議案第8号「令和3年度活動計画の点検評価及び令和4年度活動計画の承認について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手

議 長 事務局  
事務局  
（松尾）議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。  
本件について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）。  
なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第8号は承認いたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

（会議終了時刻 15：49）